

第3編 河川氾濫避難計画

第1章 避難対象地区の設定

第2章 避難所・避難経路の設定

第3章 災害時の対応

第1章 避難対象地区の設定

1.1 河川氾濫浸水想定区域

本計画で想定する河川氾濫は、大阪府が令和2年10月までに作成し、「洪水浸水想定区域図」として開示している見出川、佐野川、樫井川を対象とする。

<河川氾濫浸水想定区域図>

河川氾濫浸水想定区域図は、指定時点の各河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により各河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。

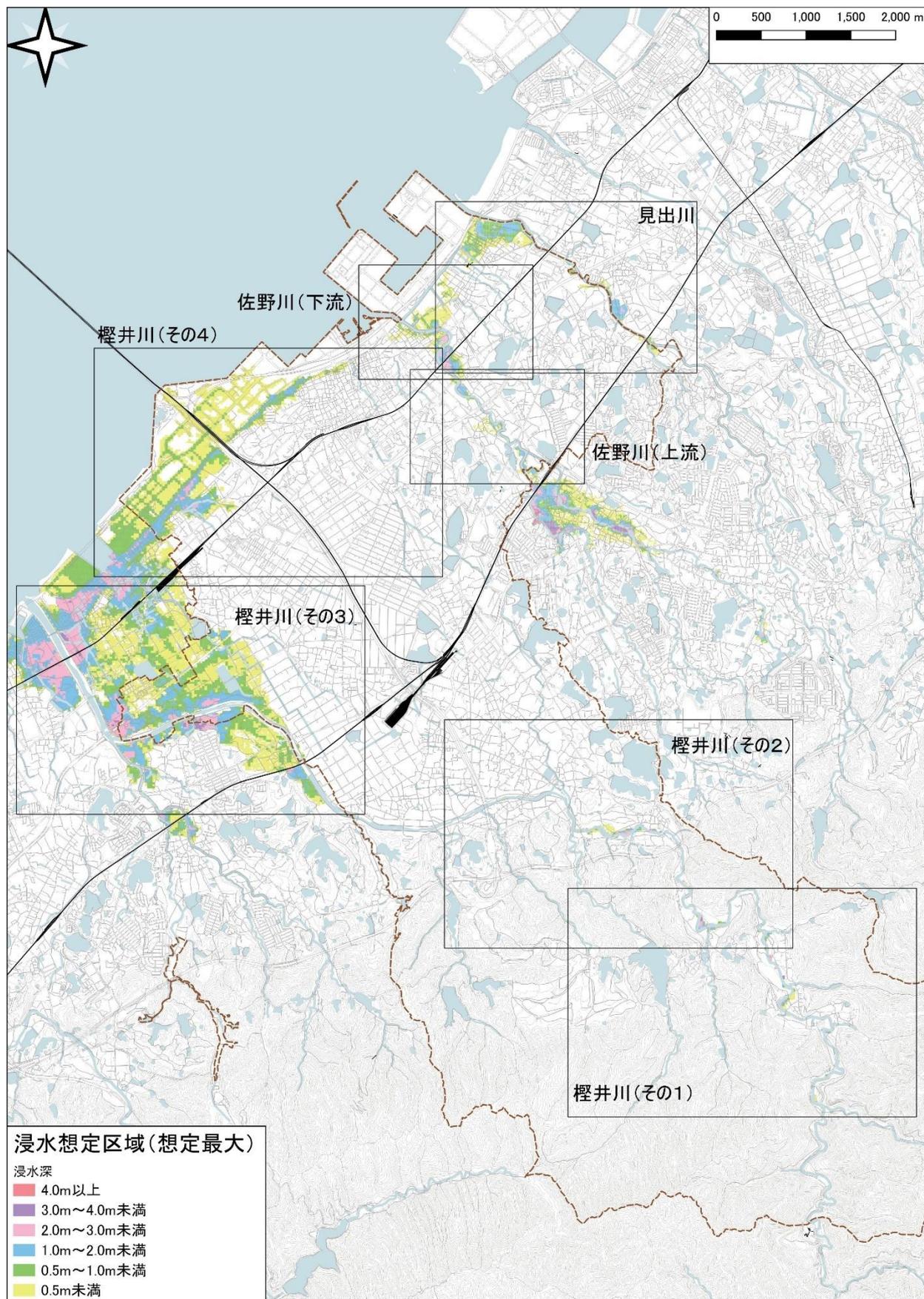


図 3.1-1 河川氾濫浸水想定区域図 (想定最大規模)

1.2 避難対象地区と避難対象者数

避難対象地区は、河川氾濫浸水想定区域図を基に想定最大規模の降雨による浸水範囲を避難対象地区に設定することを基本とする。

<立ち退き避難が必要な建物>

河川氾濫による浸水から身を守るためには、従来の避難所へ避難するという立ち退き避難だけではなく、自宅の2階以上へ身を置き安全を確保できる場合もある。しかし、浸水深が深い場合や1階建ての場合などは立ち退き避難が必須となる。

以下に立ち退き避難が必要と考えられる対象建物（家屋）を示す。

- ① 浸水深が0.5mを超える区域の1階建ての建物（家屋）
- ② 浸水深が2.0mを超える区域の2階建て以上の建物（家屋）

表 3.1-1 避難対象地区内建物（家屋）数

河川	地区	家屋数（世帯数）									計	浸水区域内人口	人口		世帯数		
		0.5m未満			0.5m～2.0m未満			2.0m以上					浸水区域内 ※①	立ち退き 避難対象 ※②	浸水区域内 ※①	立ち退き 避難対象 ※②	
		1階建	2階以上	合計	1階建	2階以上	合計	1階建	2階以上	合計							
見出川	泉ヶ丘5丁目	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	1	0
	鶴原	0	13	13	0	1	1	0	0	0	14	36	36	0	14	0	
	鶴原2丁目	7	17	24	0	0	0	0	0	0	24	57	57	17	24	7	
	鶴原3丁目	14	31	45	42	64	106	0	0	0	151	363	363	134	151	56	
	鶴原4丁目	24	26	50	23	105	128	0	0	0	178	432	432	114	178	47	
	小計	45	88	133	65	170	235	0	0	0	368	890	890	265	368	110	
佐野川	下瓦屋1丁目	0	0	0	0	19	19	0	6	6	25	50	50	12	25	6	
	下瓦屋2丁目	1	18	19	4	25	29	0	0	0	48	148	148	15	48	5	
	下瓦屋3丁目	23	64	87	4	27	31	0	0	0	118	258	258	59	118	27	
	下瓦屋5丁目	2	3	5	0	0	0	0	0	0	5	11	11	4	5	2	
	上瓦屋	9	46	55	20	131	151	1	13	14	220	547	547	107	220	43	
	中庄	26	48	74	5	40	45	3	2	5	124	344	344	100	124	36	
	湊3丁目	71	92	163	50	67	117	1	4	5	285	684	684	302	285	126	
	湊4丁目	1	6	7	1	9	10	0	1	1	18	56	56	9	18	3	
	小計	133	277	410	84	318	402	5	26	31	843	2,098	2,098	608	843	248	
樫井川	羽倉崎1丁目	3	15	18	8	36	44	0	4	4	66	109	109	25	66	15	
	羽倉崎2丁目	0	3	3	0	0	0	0	0	0	3	7	7	0	3	0	
	羽倉崎3丁目	24	43	67	62	112	174	7	22	29	270	550	550	234	270	115	
	羽倉崎4丁目	1	6	7	15	45	60	7	38	45	112	261	261	142	112	61	
	羽倉崎上町3丁目	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	1	0	
	笠松1丁目	2	58	60	16	132	148	0	1	1	209	398	398	36	209	19	
	笠松2丁目	6	5	11	0	0	0	0	0	0	11	17	17	10	11	6	
	元町	9	25	34	1	5	6	0	0	0	40	87	87	22	40	10	
	春日町	20	20	40	9	7	16	0	0	0	56	116	116	60	56	29	
	松原2丁目	5	5	10	5	4	9	0	0	0	19	37	37	20	19	10	
	松原3丁目	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	4	4	0	2	0	
	上之郷郷田	13	13	26	10	10	20	0	0	0	46	120	120	60	46	23	
	上之郷母山	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2	1	1	
	新町1丁目	4	7	11	2	0	2	0	0	0	13	27	27	12	13	6	
	大木中大木	0	0	0	1	3	4	1	1	2	6	13	13	6	6	3	
	長滝西の番	0	6	6	2	6	8	0	0	0	14	39	39	6	14	2	
	土丸	1	1	2	1	1	2	0	0	0	4	15	15	8	4	2	
	南中安松	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3	3	3	1	1	
	南中岡本	2	6	8	4	5	9	1	1	2	19	46	46	20	19	8	
	南中樫井	14	71	85	136	170	306	23	32	55	446	1,137	1,137	523	446	205	
本町	2	12	14	12	13	25	0	0	0	39	81	81	29	39	14		
野出町	9	6	15	45	74	119	0	5	5	139	302	302	128	139	59		
	小計	117	305	422	329	623	952	39	104	143	1,517	3,373	3,373	1,346	1,517	589	
	合計	295	670	965	478	1,111	1,589	44	130	174	2,728	6,361	6,361	2,219	2,728	947	

※①垂直避難考慮なし…浸水区域内世帯数×人口係数（R2 国勢調査）

※②垂直避難考慮あり…上記※①から、建物屋内の2階以上等の安全確保ができる人口を引いた値

〈避難対象地区【全体】(35 地区)〉

- ・ 河川洪水浸水区域と重なる町丁
- ・ 浸水区域内人口：6,361 人/2,728 世帯
- ・ 立ち退き避難対象人口：2,219 人/947 世帯

〈避難対象地区【見出川】(5 地区)〉

- ・ 河川洪水浸水区域と重なる町丁
- ・ 浸水区域内人口：890 人/368 世帯
- ・ 立ち退き避難対象人口：265 人/110 世帯

〈避難対象地区【佐野川】(8 地区)〉

- ・ 河川洪水浸水区域と重なる町丁
- ・ 浸水区域内人口：2,098 人/843 世帯
- ・ 立ち退き避難対象人口：608 人/248 世帯

〈避難対象地区【樫井川】(22 地区)〉

- ・ 河川洪水浸水区域と重なる町丁
- ・ 浸水区域内人口：3,373 人/1,517 世帯
- ・ 立ち退き避難対象人口：1,346 人/589 世帯

第2章 避難場所・避難経路の設定

2.1 避難場所

河川氾濫のおそれがある場合に、避難対象地区の住民が避難する避難所を以下に示す。なお、地区ごとに取り決めている集合場所等については、「第6編 地区別避難計画」に記載する。

表 3.2-1 河川流域ごとの避難場所

対象河川	避難場所
見出川	北中小学校・北部市民交流センター本館
佐野川	日新小学校・第三中学校、上瓦屋町会館※
樫井川	第一小学校・第二小学校・佐野公民館・健康増進センター・長南小学校・土丸町会館・大木小学校・南部市民交流センター本館（浸水区域内）

※地域一時避難場所

表 3.2-3 町別最大避難者数と避難場所【河川氾濫】

避難者数 (垂直避難考慮なし)	町丁目	避難場所①	避難場所② ※満空状況により分散	避難場所③ ※満空状況により分散
2	泉ヶ丘5丁目	北部市民交流センター本館		
0	鶴原	北部市民交流センター本館		
852	鶴原2丁目	北中小学校		
	鶴原3丁目			
	鶴原4丁目			
467	下瓦屋1丁目	第三中学校		
	下瓦屋2丁目			
	下瓦屋3丁目			
	下瓦屋5丁目			
547	上瓦屋	日新小学校	第三中学校	上瓦屋町会館
344	中庄	日新小学校		
740	湊3丁目	日新小学校		
	湊4丁目			
927	羽倉崎1丁目	健康増進センター	末広小学校	
	羽倉崎2丁目			
	羽倉崎3丁目			
	羽倉崎4丁目			
2	羽倉崎上町3丁目	健康増進センター	末広小学校	
415	笠松1丁目	佐野公民館	第二小学校	
	笠松2丁目			
87	元町	第一小学校		
116	春日町	第三小学校		
41	松原2丁目	健康増進センター	末広小学校	
	松原3丁目			
120	上之郷郷田	長南小学校		
27	新町1丁目	第三小学校		
13	大木中大木	大木小学校		
39	長滝西の番	長南小学校		
17	土丸・上之郷母山	土丸町会館		
3	南中安松	長南小学校		
46	南中岡本	長南小学校		
1,137	南中樫井	南部市民交流センター本館	長南小学校	
81	本町	第一小学校		
302	野出町	第一小学校		

表 3.2-4 避難場所別収容可能人数算定【河川氾濫】

施設名	収容人数	※①垂直避難考慮なし	※②垂直避難考慮あり	一時避難収容人数	収容余裕人数	備考
北中小学校	448	852	157	2,895	2,043	
北部市民交流センター本館	650	38	0	1,073	1,035	
日新小学校	549	1,631	250	3,128	1,497	
第三中学校	708	467	33	3,920	3,453	
第一小学校	429	470	135	2,834	2,364	
第二小学校	252 ◎③	123	0	3,360	3,173 ③=①のマイナス分	
第三小学校	217	143	23	1,705	1,562	
佐野公民館	177	415	32	292	▲123	マイナス分は第二小学校で受入可 (①415-292)
健康増進センター	461	970	355	761	▲209	マイナス分は末広小学校で受入可 (②970-761)
長南小学校	253	208	46	2,938	2,340	
南部市民交流センター本館	864	1,137	487	1,426	289	
土丸町会館	116	17	0	191	174	
大木小学校	216	13	6	1,432	1,419	
末広小学校	327 ◎④	209	0	3,286	3,035 ④=②のマイナス分	

○収容人数：3.3㎡に2人で計算

○垂直避難考慮なし：浸水区域内人口 ※◎印付き数字は収容余裕人数超過分

○垂直避難考慮あり：(浸水深が0.5m超の平屋+2.0m超の2階建)×人口係数

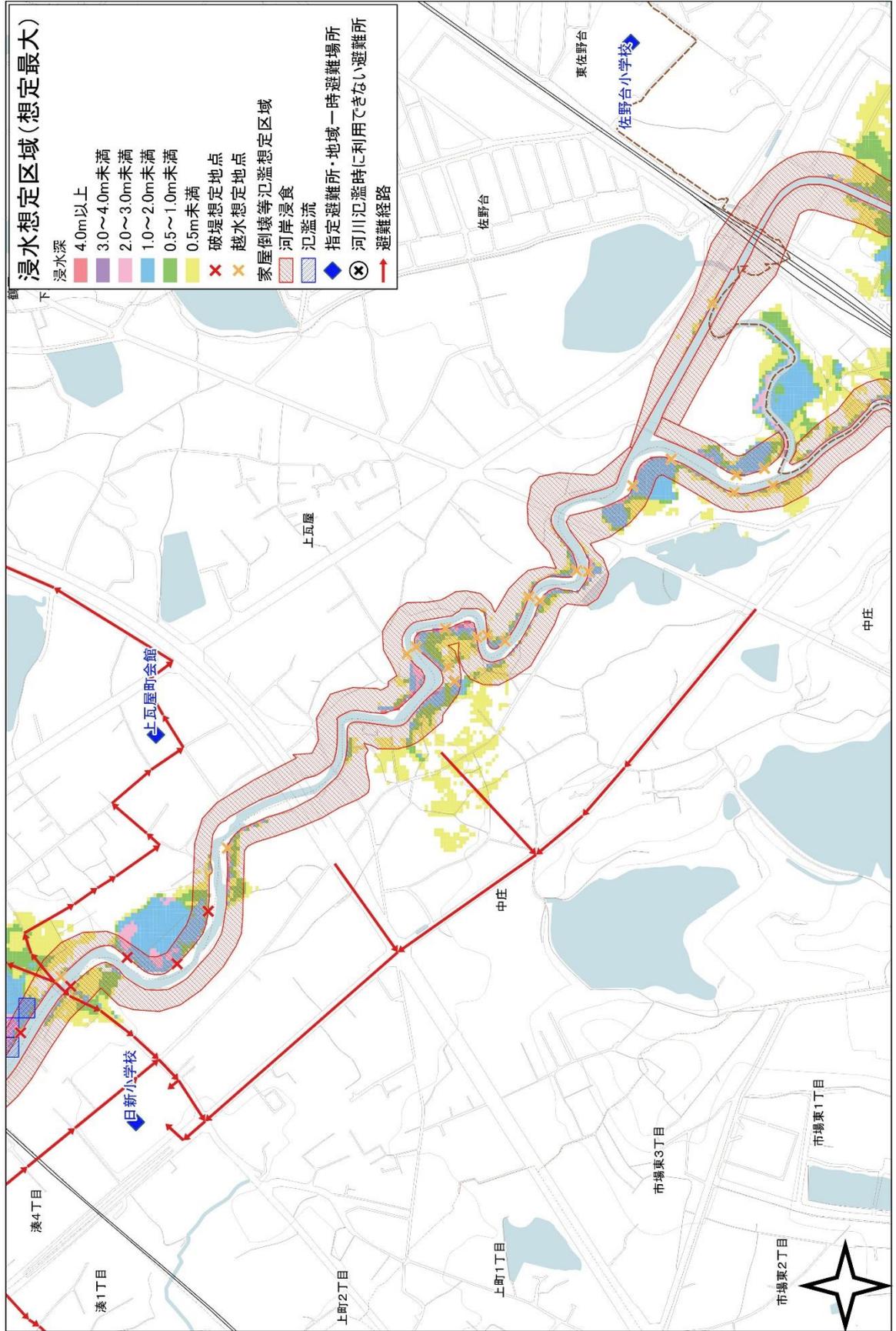
○一時避難収容人数：体育館及び教室内の収容人数(1㎡あたり1人で計算)

○収容余裕人数：一時避難収容人数-垂直避難考慮なし

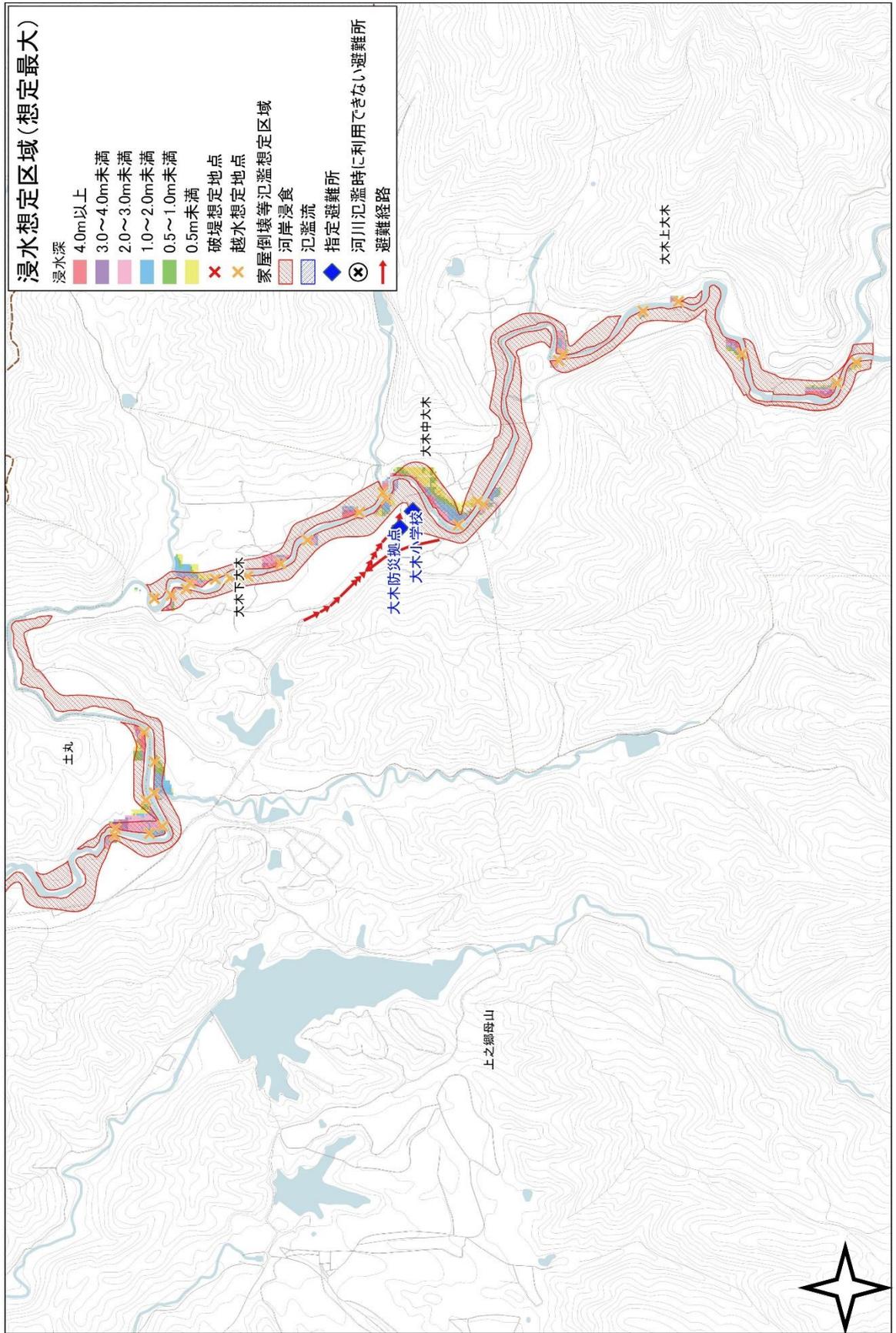
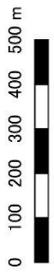
2.2 避難経路

河川氾濫時の避難経路については、次ページ以降の図に示すとおりである。

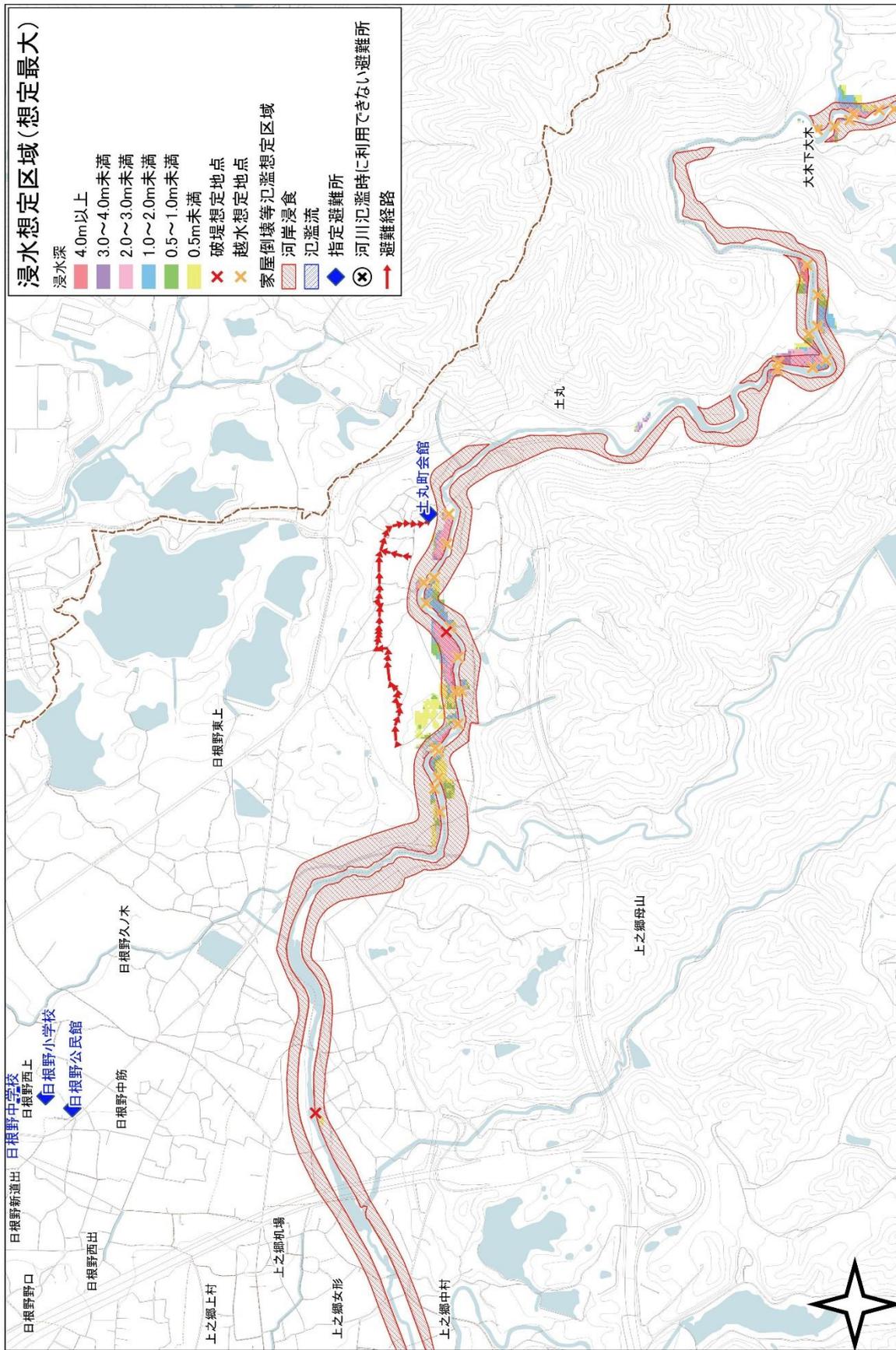
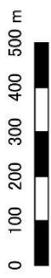
避難場所・避難経路位置図 河川氾濫【佐野川(上流)】



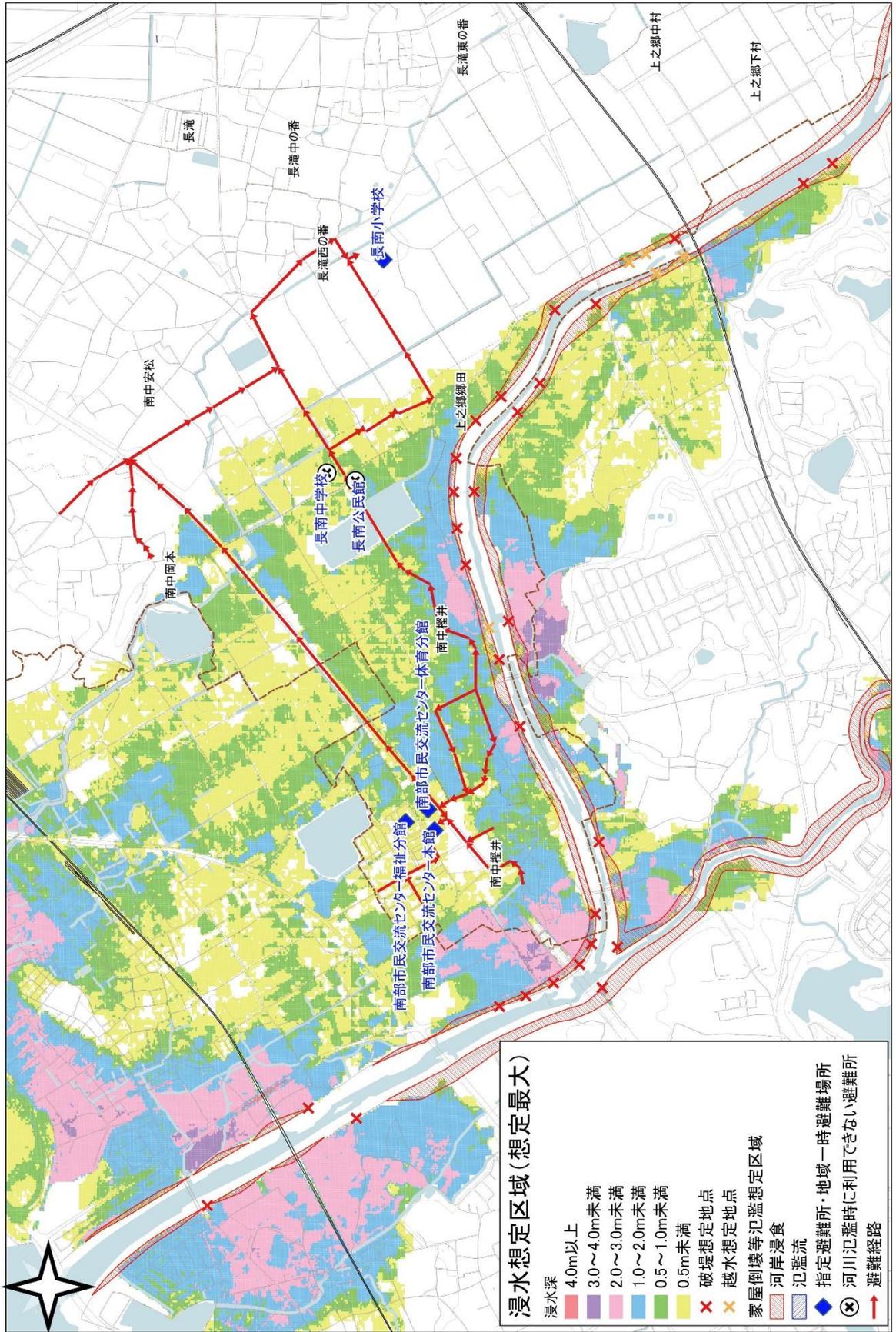
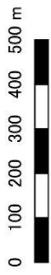
避難場所・避難経路位置図 河川氾濫【榎井川(その1)】



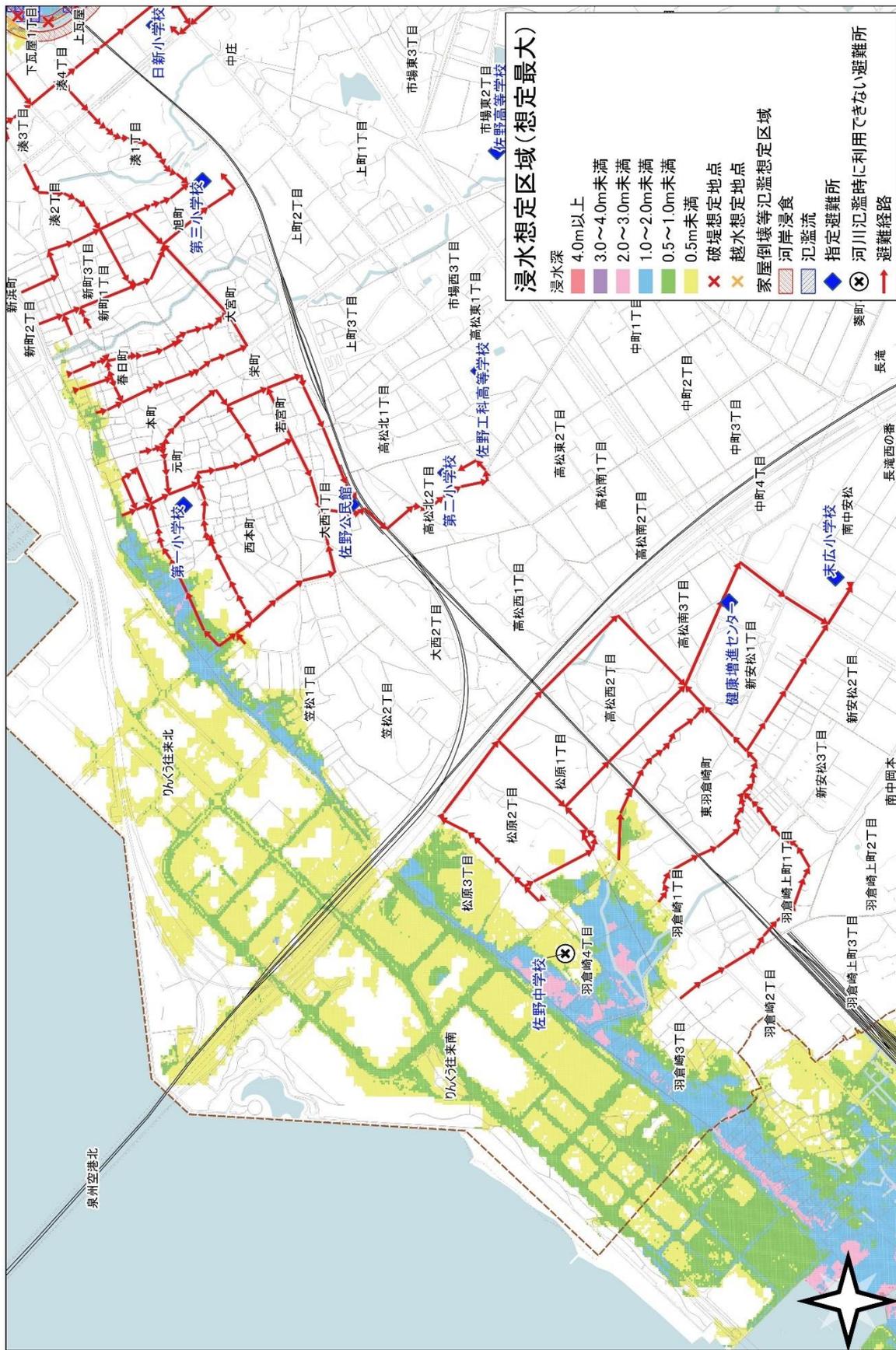
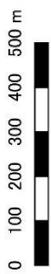
避難場所・避難経路位置図 河川氾濫【樫井川(その2)】



避難場所・避難経路位置図 河川氾濫【榎井川(その3)】



避難場所・避難経路位置図 河川氾濫【榎井川(その4)】



第3章 災害時の対応

3.1 職員の参集・配備体制

河川氾濫が発生する恐れがある場合に、地域防災計画の参集・配備基準に基づき職員の参集・配備を行う。

表 3.3-1 災害警戒体制の配備基準

災害配備体制	風水害		
	雨量情報及び 災害発生による基準	河川水位 による基準	台風情報 による基準
警戒レベル1	市域に各種気象警報が発令	—	—
警戒レベル2	小規模浸水が発生した場合 (水路の溢水、道路冠水等)	—	36 時間以内に府域に台風が接近
警戒レベル3	「避難判断水位」に到達し、「大雨警報(浸水害)」又は「洪水警報」が発表され、さらに水位が上昇すると見込まれる場合等(高齢者等避難基準)	避難判断水位に達した場合等(高齢者等避難基準)	24 時間以内に府域に台風が接近
備考	上記以外においても、副市長が必要と認めたときは配備する。		

表 3.3-2 災害対策本部体制の配備基準

災害配備体制	風水害	
	雨量情報及び災害発生による基準	河川水位による基準
災害対策 A号配備	市域に土砂災害警戒情報の発表等 (避難指示基準)	氾濫危険水位に達した場合等 (避難指示基準)
災害対策 B号配備	小規模災害が複数箇所で発生	—
災害対策 C号配備	大規模災害が発生	氾濫・決壊
備考	上記以外においても、市長が必要と認めたときは配備する。	

<勤務時間外の参集>

○ 災害警戒体制

危機管理監（不在の場合は危機管理課長）は、副市長等に連絡し協議を行い、副市長から配備命令が出されたら、関係職員に各部長を通じて伝達する。

水防初動担当課（下水道整備課、道路公園課、農林水産課）は、各種気象警報の発表により自動参集する。

○ 災害対策本部体制

勤務時間外に突発的災害が発生し、通信網の途絶等により配備指令の伝達が困難な状態となった場

合は、災害対策本部体制をとるものとして自主参集する。

3.2 情報の収集

気象庁が発表する警報・注意報や降雨予測、河川の水位等の情報を収集し、避難指示等の判断をして住民に伝える。

<収集する情報>

○ 河川水位情報

表 3.3-3 基準水位

河川名（基準観測所）	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	はん濫開始相当水位
見出川（見出川水位観測所）	0.800	1.300	1.500	1.600	2.04 (H26年データ) ※
佐野川（佐野川水位観測所）	0.750	1.500	1.650	1.900	2.935
樫井川（大正大橋水位観測所）	1.000	2.250	3.300	3.600	5.25 (H26年データ) ※

※見出川・樫井側について、令和2年度浸水想定及び洪水リスク評価時に氾濫開始相当水位が設定されていないため、平成26年公表時の値を参考として記載

○ 警報・注意報

表 3.3-4 警報・注意報の発表基準

	種類	発表基準
注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表。 ■表面雨量指数基準 11 ■土壌雨量指数基準 101
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表。 ■流域雨量指数基準 見出川流域=7.6、佐野川流域=8.8、樫井川流域=13 ■複合基準 見出川流域=(5, 7.4)、佐野川流域=(7, 5.1)
警報	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表。 ■表面雨量指数基準 22 ■土壌雨量指数基準 130
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表。 ■流域雨量指数基準 見出川流域=9.5、佐野川流域=11.1、樫井川流域=16.3 ■複合基準 佐野川流域=(8, 9.3)
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合に発表。

	種類	発表基準
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 100 mm

(出典：気象庁「警報・注意報発表基準一覧表」)

○ 雨量情報

表 3.3-5 気象庁が発表する雨量情報

情報種類	特徴
アメダス	観測地点の降水量、風向・風速、気温、日照時間を観測するシステム
降水ナウキャスト	5 分間隔で発表され、1 時間先までの 5 分毎の降水の強さを予報
解析雨量	30 分間隔で発表され、1km 四方の 1 時間降水量の分布を示す
降水短時間予報	10 分間隔で発表され、6 時間先までの各 1 時間降水量を予報

(出典：気象庁ホームページ)

<情報の入手方法>

表 3.3-6 情報の入手先

提供元	提供サイト	項目
気象庁	ホームページ 防災情報提供システム キキクル（危険度分布）	気象：気象情報、気象注意報・警報・特別警報 雨量：アメダス、降水ナウキャスト、解析雨量・降水短時間予報 水害：流域雨量指数、規格化版流域雨量指数
国土交通省	市町村向け川の防災情報	雨量：テレメータ雨量、流域平均雨量、レーダー雨量
	XRAIN 雨量情報	雨量：XRAIN 雨量情報
	防災情報提供センター	雨量：リアルタイム雨量、リアルタイムレーダー
大阪府	気象観測システム	雨量：テレメータ雨量 水位：テレメータ水位
	監視カメラ	水位及び降雨状況

3.3 避難指示等の発令

河川氾濫の避難指示等の発令は、河川ごとに行う。また、発令は河川の水位や警報・注意報、降雨状況等から判断する。

表 3.3-7 立ち退き避難対象地区

立ち退き避難 対象地区	大阪府が令和2年10月までに作成した浸水想定区域図「洪水浸水想定区域図」として開示している見出川、佐野川、樫井川を対象とした、想定最大規模の降雨に対する浸水範囲を避難対象地区に設定する。			
	河川名	地区名	区域	立ち退き避難対象地区
	見出川	泉ヶ丘地区	一部	泉ヶ丘5丁目、鶴原、鶴原2丁目、鶴原3丁目、鶴原4丁目 【想定(仮) 368世帯 890人】
		鶴原地区		
	佐野川	中庄地区	一部	下瓦屋1丁目、下瓦屋2丁目、下瓦屋3丁目、下瓦屋5丁目、上瓦屋、中庄、湊3丁目、湊4丁目 【想定(仮) 843世帯 2,098人】
上瓦屋地区		一部		
下瓦屋地区		一部		
湊地区		一部		
樫井川	羽倉崎・笠松・元町・春日町・松原・上之郷・新町・大木・長滝・土丸・南中安松・南中岡本・南中樫井・本町・野出町地区	一部	羽倉崎1丁目、羽倉崎2丁目、羽倉崎3丁目、羽倉崎4丁目、羽倉崎上町3丁目、笠松1丁目、笠松2丁目、元町、春日町、松原2丁目、松原3丁目、上之郷郷田、上之郷母山、新町1丁目、大木中大木、長滝西の番、土丸、南中安松、南中岡本、南中樫井、本町、野出町 【想定(仮) 1,517世帯 3,373人】	

(避難情報の判断基準・伝達マニュアルより)

表 3.3-8 避難指示等の発令基準

【警戒レベル3】高齢者 等避難	次のいずれか1つに該当する場合に発令するものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ① 水位観測所の水位が「避難判断水位」に到達し、「大雨警報(浸水害)」又は「洪水警報」が発表され、さらに水位が上昇すると見込まれる場合 ② 「はん濫注意水位(警戒レベル2水位)」を超え、洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現し、急激な水位上昇の恐れがある場合 ③ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合
早期発令 (夜間/早朝等)	次のいずれかに該当する場合に発令するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)

【警戒レベル4】避難指示		<p>次のいずれか1つに該当する場合に発令するものとする。</p> <p>① 水位観測所の水位が「氾濫危険水位（警戒レベル4水位）」に到達し、「大雨警報（浸水害）」又は「洪水警報」が発表され、さらに水位が上昇すると見込まれる場合</p> <p>② 「避難判断水位（警戒レベル3水位）」を超え、洪水警報の危険度分布で「非常に危険（紫）」が出現し、急激な水位上昇の恐れがある場合</p> <p>③ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p>
	<p>早期発令 (夜間/早朝等)</p>	<p>次のいずれかに該当する場合に発令するものとする。</p> <p>① 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>② 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報の発表後速やかに発令）</p>
【警戒レベル5】緊急安全確保		<p>次のいずれかに該当する場合に発令するものとする。</p> <p>(災害が切迫)</p> <p>① 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に達した場合</p> <p>② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等による決壊のおそれが高まった場合</p> <p>③ 樋門や水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>④ 堤防の決壊や越水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）</p>

(避難情報の判断基準・伝達マニュアルより)

《詳細は、「[避難情報の判断基準・伝達マニュアル（令和5年3月）](#)」水害編を参照》

3.4 情報の伝達

<情報の伝達方法>

できるだけ多くの手段を用いて伝達するため、市及び防災関係機関が保有する次の手段を用いる。

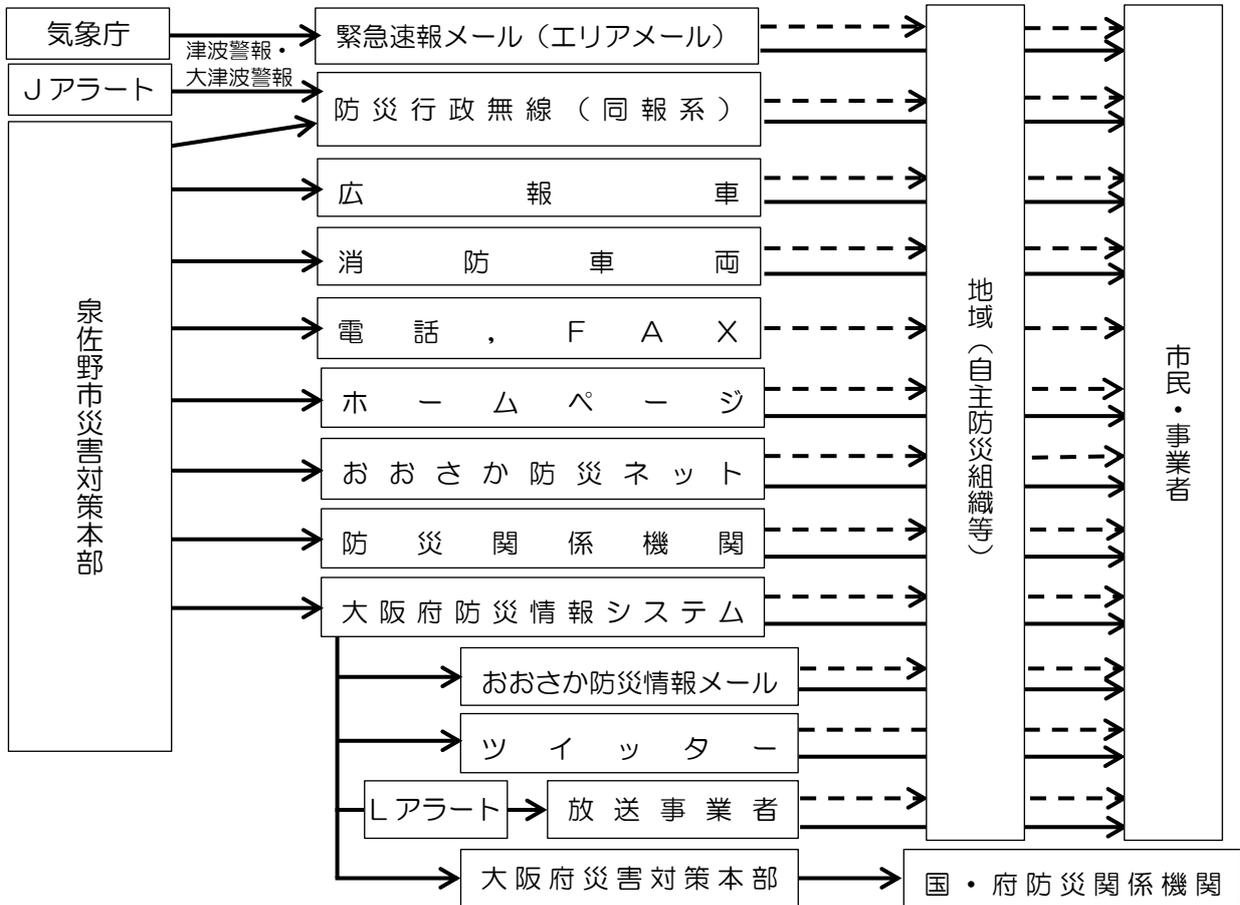


図 3.3-1 住民への情報伝達方法

<伝達文例>

防災行政無線を使用した場合の避難指示等の伝達文の一例は以下のとおりとする。

避難指示等に基づき、避難行動をとってもらうためにも、伝達時には、緊迫感を持って対応していることが伝わるよう表現を工夫する。

表 3.3-9 避難指示等の伝達文例

避難情報区分	伝達文例
高齢者等避難	① サイレン 5 秒吹鳴 +6 秒休止 *2 回 ② 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3 高齢者等避難発令 ③ こちらは、防災いずみさのしです。 ④ ○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、○○川沿岸部の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3 「高齢者等避難」を発令しました。 ⑤ 浸水想定区域にいる高齢者や障害のある人など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚や知人宅等に、速やかに避難してください。(ハザードマップなどで、自宅が安全だと確認できた場合は、避難の必要はありません。)

	<p>⑥ (それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて、自主的に避難してください。)</p> <p>⑦ なお、避難場所は、〇〇〇を開設しています。</p>
避難指示	<p>① サイレン 10 秒吹鳴 +6 秒休止 *2 回</p> <p>② 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4 避難指示発令。</p> <p>③ こちらは防災いずみさのしです。</p> <p>④ 〇〇川が増水し、氾濫するおそれが高まったため、〇〇川沿岸部の浸水想定区域に対し、警戒レベル4 「避難指示」を発令しました。</p> <p>⑤ 浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚や知人宅等に、今すぐ避難してください。(ハザードマップなどで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。)</p> <p>⑥ 避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</p> <p>⑦ なお、避難場所は、〇〇〇を開設しています。</p>
緊急安全確保	<p>【氾濫発生前】</p> <p>② サイレン 20 秒吹鳴 +6 秒休止 *2 回</p> <p>③ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保発令。</p> <p>④ こちらは防災いずみさのしです。</p> <p>⑤ 〇〇川が増水し、既に堤防を越え、氾濫が発生しているおそれがあります。〇〇川沿岸部の浸水想定区域に対し、警戒レベル5 「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>⑥ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p> <p>【氾濫発生後】</p> <p>① サイレン 20 秒吹鳴 +6 秒休止 *2 回</p> <p>② 緊急放送、緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保発令。</p> <p>③ こちらは防災いずみさのしです。</p> <p>④ 〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇川沿岸部の浸水想定区域に対し、警戒レベル5 「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>⑤ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p> <p>(具体的な災害発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)</p>

3.5 避難誘導

河川氾濫から住民の安全を確保するため、市及び泉佐野警察、消防機関、町会・自治会（自主防災組織を含む）役員及び施設管理者等の協力を得て組織的な、避難広報や避難誘導を行う。

- (1) 誘導にあたっては、定められた避難所への町会・自治会単位での集団避難を心掛け、避難行動要支援者及び介助者を優先して行うものとする。
なお、これらの誘導にあたっては、迅速、的確に行うものとし、合わせて被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。
- (2) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。
- (3) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両、船艇により行う。
- (4) 在宅の避難行動要支援者については、平常時から在宅福祉サービス等を利用している要援護者に加え、災害発生により、家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。よって、地域住民等の協力を得ながら、確実な避難を完了させるとともに、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

＜避難誘導等に従事する者の安全確保＞

避難誘導等に従事する者の安全確保を最優先とし、以下のことを厳守する。

- 自らの命を守ることを基本とし、避難誘導等を行うことが前提である。